

埼玉県公安委員会規程第 18 号

埼玉県公安委員会公益通報取扱規程を次のように定める。

平成 18 年 5 月 31 日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会外部通報取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が処分、勧告等をする権限を有する労働者等からの外部通報又は外部通報に関連する相談（以下「外部通報等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、「外部通報」とは、法第 2 条第 3 項各号に規定する通報対象事実その他の法令違反の事実（公安委員会が処分、勧告等の権限を有するものに限る。以下「通報対象事実等」という。）に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、これらに該当する者であったもの、当該事業者又は当該事業者の取引先の役員その他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者（公安委員会の取引先の労働者、これに該当する者であったもの、当該取引先の役員その他の公安委員会の法令遵守を確保する上で必要と認められる者を除く。以下「労働者等」という。）が、当該通報対象事実等が生じ、又は正に生じようとしている旨を公安委員会に通報することをいう。

(外部通報受付・相談窓口)

第 3 条 埼玉県警察本部総務部総務課公安委員会室に外部通報を受理し、又は外部通報に関連する相談に応じる窓口を置く。

(外部通報等の受理)

第 4 条 公安委員会は、通報があったときは、法及びガイドラインの趣旨並びに公安委員会の所掌事務を踏まえ、誠実かつ公正に対応するとともに、当該通報に係る事務を補佐する事務を所掌する警察本部所属の長（以下「主管課長」という。）と協議の上、当該通報が受

理すべき外部通報に該当するか否かを判断するものとし、正当な理由なく、通報の受付又は外部通報の受理を拒んではならない。

2 公安委員会は、外部通報を受理したときは、当該通報をした者（以下「通報者」という。）に対して、その旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該通報に関する秘密保持及び個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年埼玉県条例第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による外部通報を除く。）並びに当該通報等の内容となる事実を把握するとともに、当該通報者に対し、当該通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、外部通報の受理後の手続の流れ等を説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため当該通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 公安委員会は、労働者等から受け付けた通報が外部通報に該当しないと認められるときは、当該通報者に対し、当該通報を外部通報として受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該通報に係る通報対象事実等に対する処分、勧告等の権限を公安委員会が有しないときは、当該通報者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

4 公安委員会は、外部通報を受理したときは、通報管理表（別記様式）に通報の概要等を記載し、その処理経過を明らかにするものとする。

（調査等）

第5条 公安委員会は、外部通報の処理に当たり、必要と認めるときは、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、外部通報の事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置をとらせるものとする。

（報告）

第6条 公安委員会は、前条の規定による調査の進捗状況、調査の結果及びその結果に基づく措置を本部長に報告させるものとする。

（通知）

第7条 公安委員会は、前条の規定により本部長から報告があったときは、当該報告に係る通報者に対し、その内容を支障のない範囲において、通知するものとする。

（運用状況の評価及び改善）

第8条 公安委員会は、外部通報等への対応状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、外部通報等に関する秘密保持及び個人情報保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、必要に応じ、公安委員会における外部通報等への対応状況に関する情報を公表するものとする。

2 公安委員会は、外部通報等への対応状況について、必要に応じ、中立的な第三者の意見等を踏まえて評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等を参考にした上で、外部通報等への対応を継続的に改善するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 外部通報の処理の手続に関する細目的事項については、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から実施する。

附 則（平成27年2月4日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成27年2月4日から実施する。

附 則（令和5年2月22日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和5年3月1日から実施する。

附 則（令和5年3月24日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

